

審議会等の会議結果

1 会議の名称	令和5年度第2回津市環境審議会
2 開催日時	令和5年11月28日(火) 午前10時から正午
3 開催場所	本庁舎 8階大会議室A (津市西丸之内23-1)
4 出席した者の氏名	<p>(津市環境審議会委員)</p> <p>塚田森生、北村早都子、太田増一、笈晴、木原剛弘、木村妙子、佐藤弘之、曾山信雄、高山幸憲、津田由美子、橋爪俊裕、畑井育男、藤本和弘、森秀美</p> <p>(事務局)</p> <p>環境部長 辻岡賢二 環境施設担当理事 格嶋淳夫 環境部次長 岡則幸 環境政策担当参事(兼)環境政策課長 西川直希 ごみ焼却・し尿処理施設担当参事(兼)ごみ焼却・し尿処理施設担当副参事・西部クリーンセンター所長・クリーンセンターおおたか所長・安芸・津衛生センター所長 石黒司一 環境政策課 地域脱炭素推進担当副参事 吉田和司 環境保全課長 伊藤伸一 環境保全課 空地・空家等連絡調整担当副参事 前田健 環境事業課長 小橋毅 環境施設課長(兼)リサイクルセンター所長・一般廃棄物最終処分場所長 今井一則 環境施設課 建設担当副参事 前納秀光 環境政策課調整・企画管理担当主幹 山下貴史 環境政策課主査 別所真紀 環境政策課主事 榎浩平</p>
5 内容	<p>(1) 審議会設置、審議事項等について</p> <p>(2) 会長及び副会長の選出について</p> <p>(3) 津市環境審議会の運営について</p> <p>(4) 津市環境基本計画の概要と今後の施策について</p> <p>(5) その他</p>
6 会議の公開・非公開	公開

7 傍聴者の数	0人
8 担当	環境政策課企画管理担当 電話番号 : 059-229-3139 E-mail : 229-3139@city.tsu.lg.jp

議事の内容 下記のとおり

事務局（山下）	<p>それでは、これより津市環境審議会に移りたいと思います。 会長が選出されるまでの間、進行を務めさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。</p> <p>ここで会議の成立について、ご報告申し上げます。</p> <p>津市環境基本条例第20条第2項におきまして「審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。」と定められております。本日、20名の委員のうち、14名の委員にご出席いただいておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。</p> <p>続きまして、事務局の職員の紹介をさせていただきます。 (以下、事務局紹介)</p> <p>本日は環境部の職員のみのお出席でございますが、今後は協議内容により関係部署の職員も出席させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>続きまして、本日の会議資料の確認をお願いします。</p> <p>まず始めに、「津市環境審議会委員委嘱式及び令和5年度第2回津市環境審議会事項書」でございます。次に、「津市環境審議会に係る意見シート」でございます。そして郵送いたしました、「津市環境基本計画」でございます。次に、「津市環境基本計画～中間見直し～」でございます。次に、右上に資料1とございます、「津市環境審議会委員名簿」でございます。次に、右上に資料2とございます、「津市環境基本条例」でございます。次に、右上に資料3とございます、「津市環境審議会の運営について」でございます。次に、右上に資料4とございます、「津市環境基本計画の概要」でございます。次に、右上に資料5とございます、「津市環境基本計画 実行計画」でございます。以上9点でございます。よろしいでしょうか。</p> <p>つづきまして、事項2(1)「審議会の設置、審議事項等について」でございます。</p> <p>資料2をお願いします。津市環境基本条例5ページの一番上をご覧ください。</p> <p>第16条第1項の規定にあるように、津市環境審議会は、環境基本法第44条の規定に基づき、設置するものでございます。また、同条第2項の規定により、市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する重要事項並びに環境基本計画の策定及び変更に関する事項につきまして、調査審議を行っていただくための審議会でありまして、第17条の規定により、学識経験者、各種団体、公募委員及び行政機関の職員からなる20名以内の委員で構成することとされています。</p> <p>つづきまして、事項2(2)「会長及び副会長の選出」につきましては、</p>
---------	--

<p>畑井委員</p>	<p>津市環境基本条例第19条で「審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める」とされています。そこで、会長、副会長の選出につきまして、どのようにさせていただきますでしょうか。</p> <p>はい。事務局案で進めていただくようにお願いします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>事務局(山下)</p>	<p>事務局一任とのお声をいただきましたので、環境分野における学識経験が豊富で、三重県環境影響評価委員会会長として津市を含む三重県の環境にも精通されております塚田森生委員を会長に、そして、「えこねっと津」の代表として環境保全活動に豊富な経験をお持ちの北村早都子委員を副会長に推薦したいと存じますがいかがでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>事務局(山下)</p>	<p>異議なし、とのお声をいただきましたので、会長につきましては、塚田委員に、副会長につきましては、北村委員にお願いしたいと思います。それでは、塚田委員、北村委員は、会長席並びに副会長席へお願いいたします。</p> <p>それでは、会長、副会長より、ごあいさつを頂戴したいと思います。</p>
<p>塚田会長</p>	<p>ただ今、会長にご推挙いただきました塚田でございます。先ほどご挨拶申し上げましたので、繰り返しはいたしません。よろしく願いいたします。</p>
<p>北村副会長</p>	<p>副会長という役目を仰せつかりました北村でございます。長年環境活動をしているということでしたが、家庭のごみの問題からいろんな地球環境のことですね、幅広い分野でございますけれども、様々な面でいろいろな活動をこれまでもさせていただきました。女性が少ないので、どうしても私の所に副会長という役目が回ってくる人が多いんですが、もっともっと女性の方もこの場に参加していただけるような方向でご検討いただければなと思っております。よろしく願いいたします。</p>
<p>事務局(山下)</p>	<p>ありがとうございました。どうぞ、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、津市環境基本条例第20条により、会長が議長を務めていただくことになっておりますので、ここからは塚田会長に議事進行をお願いいたします。</p> <p>それでは、塚田会長よろしく願いいたします。</p>
<p>塚田会長</p>	<p>津市環境基本条例の規定によりまして、これより議長として会議を進めさせていただきます。進行について、ご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、事項3ですね、「津市環境審議会の運営について」事務局の説明をお願いします。</p>

<p>環境政策担当 参事（兼）環境 政策課長</p>	<p>「津市環境審議会の運営について」ご説明させていただきます。 資料3をお願いいたします。</p> <p>当審議会につきましては、津市環境基本条例第20条によりまして、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会で決定していただくこととなっております。当審議会では、以前からその公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合を除きまして、原則公開しており、傍聴者の定員は10名以内といたしております。また、議事録の作成につきましては、議長が指名された2名の署名によるものといたします。また、この議事録につきましては、委員個人名で発言内容を掲載させていただくこととなり、津市のホームページ上でも公開させていただいております。</p> <p>今後もこのような運営方法で進めて参りたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
<p>塚田会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、事務局から津市環境審議会の運営について説明がありました。皆様、ご質問等ございますか。ございませんか。</p> <p>特にないようですので、津市環境審議会の運営につきましては公開とすると、それから議事録を作成する、議事録署名人は2名とするということにしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の会議の議事録署名人につきまして、私の方からご指名させていただきたいと思っております。まず、お一人目が佐藤弘之委員、それからお二人目が高山幸憲委員にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
<p>塚田会長</p>	<p>それでは、佐藤委員、高山委員よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、事項4に入ります。「津市環境基本計画の概要と今後の施策について」でございます。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>環境政策担当 参事（兼）環境 政策課長</p>	<p>はい、失礼いたします。津市環境基本計画の概要と今後の施策についてご説明させていただきます。座らせていただきます、よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、資料4をお願いいたします。「津市環境基本計画の概要」でございます。</p> <p>1ページをお願いいたします。「第1章 計画の基本的な考え方」でございます。</p> <p>「1 計画策定の趣旨」といたしまして、本市は山・川・海を始めとする豊かな自然と温暖な気候の恵みを受けた、とても暮らしやすいまちです。このような環境を守り、次世代に引き継いでいくため、津市環境基本条例の基本理念に基づき、計画を策定いたしました。</p> <p>次に、「2 計画の位置づけ」でございます。津市環境基本計画は、本市の最上位計画であります津市総合計画において、津市がめざす「まちの将</p>

来像」の実現に向けた環境に関する施策の基本的方向を示すものでございます。

「3 計画の期間」は、平成30年度から令和9年度までの10年間といたしております。ただし、社会や環境情勢等の大きな変化が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行うこととなっており、令和5年3月に、計画期間を令和5年度から令和9年度とする中間見直しを行いました。

次に、「第2章 これまでの取組」でございます。第2章では、前計画の計画期間である平成20年度から平成29年度までに推進してきた取組を振り返り、課題等について整理しております。本日は、この章のご説明は省略させていただきます。

2ページをお願いいたします。「第3章 津市のめざす環境」でございます。第3章では、第2章で振り返りました10年間の取組や課題等を踏まえ、今後、めざす環境像とその実現に向けた3つの環境目標を掲げています。

「1 めざす環境像」といたしましては、本市の豊かな自然を守り、より暮らしやすい環境づくりに取り組むことで、その暮らしやすい環境を次の世代へ引き継いでいくことが大切であることから、「豊かな自然とともに歩み、より暮らしやすい環境を創造するまち 津」としております。

次に、「2 めざす環境像の実現に向けた施策体系」でございます。少し細かいですが、下の図をご覧ください。「環境目標1 自然と調和した恵み豊かな環境」、「環境目標2 資源が循環する社会環境」、「環境目標3 快適で暮らしやすい生活環境」の3つの環境目標を柱とし、施策を進めています。

「環境目標1 自然と調和した恵み豊かな環境」では、本市は、豊かな自然に恵まれており、それらの恵みを受けて、私たちの生活が成り立っていることから、このような自然を守り、次の世代へ引き継いでいくため、自然環境の保全の観点から施策に取り組んでいます。

「環境目標2 資源が循環する社会環境」では、ごみの減量やリサイクルの推進、再生可能エネルギーの利用促進など、人々の活動が環境に与える影響をできる限り少なくする社会をつくっていくため、自然に負荷の少ない社会環境の観点から施策に取り組んでいます。

「環境目標3 快適で暮らしやすい生活環境」では、環境衛生や生活空間など、人々の身近なところをより快適で暮らしやすい環境にしていくため、日々の生活環境の観点から施策に取り組んでいます。

このように自然環境、社会環境、生活環境といった3つの面から、暮らしやすい環境づくりに向けた施策を展開しております。

3ページをお願いいたします。「第4章 めざす環境像に向けた施策の展開」でございます。3つの環境目標の中に、計画期間の10年間に取り組む具体の施策を整理しておりますので、環境目標毎に説明させていただきます。時間の都合上、内容のすべてを説明させていただくことができませんので、一部抜粋してご説明させていただきます。また、頭に見直しと記載があるものは、中間見直しに伴い、内容を変更したものになります。

まず、環境目標1 「自然と調和した恵み豊かな環境」でございます。

「(1) 自然環境の保全」では、本市の森林、河川、海岸など、恵まれた

自然を保全し、未来へ引き継いでいく必要があることから、3つの施策を挙げております。まず、「山と川と海のネットワークの推進」として、自然環境の保全や野生動物の生息、生育環境の保全のため、ボランティアなどによる環境保全活動を支援し促進いたします。次に、「生物多様性の保全」として、開発行為を計画する際には、それぞれの地域特性を踏まえ、自然環境に配慮するよう求める指導、また従来の生態系を守るための外来動植物の適正管理の啓発などを行います。次に、「里地・里山・里海の保全」として、里地・里山・里海が様々な恵みをもたらしてくれる大切な財産であることを情報発信し、それらの保全に努めます。

「(2) 公益的機能の維持増進」では、森林の持つ水源かん養機能や防災機能等、また農地の持つ資源かん養機能等の発揮が大切であることから、2つの施策を挙げております。まず、「森林環境の保全」として、森林の状況に応じた整備・保全を行い、森林の多面的機能の維持・向上などに取り組みます。次に、「農地環境の保全」として、農業・農村の多面的機能の発揮による国土保全や資源かん養に努めます。

次に、環境目標2「資源が循環する社会環境」でございます。

「(1) 資源循環の推進」では、本市のごみの総排出量及びリサイクル率はおおむね横ばいの傾向にあることから、ごみの減量化及びリサイクルを推進するために、4つの施策を挙げています。まず、「3Rの推進」として、過剰な購入の抑制や、長く使用できるものを選ぶなど、ごみが出ない生活スタイルの実践、汚れた容器包装プラスチックの処理の方法やその他プラスチックの分別徹底の啓発などを行います。次に、「ごみの適正分別と収集」として、身体的な理由から、日常生活で発生する廃棄物をごみ一時集積所まで排出することが困難な方に対するごみ出し支援の検討を行うとともに、適正なごみ分別・出し方等について啓発いたします。次に、「不法投棄の防止」として、環境パトロールや啓発看板の設置、警察との連携、市民との協働により不法投棄させない環境づくりに取り組みます。次に、「廃棄物の適正処理」として、中間処理過程においても徹底した分別を行い、廃棄物の資源化率を高めることによる、最終処分量の減量への取組などを行います。

「(2) 地域における脱炭素社会の実現」では、本市では、太陽光発電、風力発電などによる発電量が市内全世帯の家庭用年間消費電力を賄える計算となっておりますが、一方で設備設置による周辺環境への影響や、市内で作った電気を市内で消費する地産地消への仕組みづくり等の課題があることから、3つの施策を挙げております。まず、「再生可能エネルギーの利用促進」として、屋根などに設置する自家消費型の太陽光発電設備等による環境への負荷の少ない再生可能エネルギーの普及を促進し、エネルギーの自産自消による自立・分散型エネルギー社会の構築に寄与します。また、再生可能エネルギー利用設備の整備の際は、地域住民と適切なコミュニケーションを図り、地域住民の暮らしに配慮された事業となるよう事業者等への指導などを行います。次に、「温室効果ガスの削減対策の推進」として、適切な森林経営、公共施設の緑化を推進することによる、二酸化炭素の吸収源の確保の推進や、二酸化炭素を排出しないエネルギー高度利用技術の普及促進などに努めます。次に、「省エネルギー対策の推進」とし

て、グリーンのカーテンづくりなど、省エネルギーにつながる行動を講習会等を通じて呼び掛けるとともに、公共施設のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化やLEDへの変換など、公共施設における電気、燃料等の効率的な使用を図ります。

次に、環境目標3「快適で暮らしやすい生活環境」でございます。

「(1) 衛生的な生活環境の保全」では、空き地・空き家問題や愛護動物の適正飼養、公害の防止など、日常生活に係る身近な課題に取り組むために、4つの施策を挙げております。まず、「空き地・空き家等の適正管理」として、空き地・空き家化の予防・抑制のため、市民や所有者に対し、空き地・空き家を放置しない意識の醸成を図る啓発や空き家が利活用される流通環境の充実等に取り組めます。次に、「愛護動物の適正飼養」として、保健所と連携した飼い主のマナー向上のための啓発や、三重県動物愛護推進センターと連携した犬・猫の殺処分がゼロになることを目標とする収容動物の返還率向上の取組及び収容動物の譲渡の推進などを行います。次に、「公害の防止」として、大気・水質・騒音等の環境測定を実施するとともに、環境に関わる相談や情報提供に対し、現地確認を行うなど迅速に対応いたします。次に、「生活排水対策」として、公共下水道供用開始地域では、公共下水道への接続についての指導や啓発活動の強化による水洗化率向上や、対象区域において、市が合併浄化槽の設置と維持管理を行う市営浄化槽事業の推進などに取り組めます。次に、「市営墓地の適正管理」として、市営墓地の適正な管理運営による無縁墓の発生防止に努めます。

5ページをお願いいたします。「(2) やすらぎを感じる生活空間の形成」では、緑や水辺環境の保全、景観への配慮、歴史・文化の継承などにより、人々がやすらぎを感じる生活が送れるよう、3つの施策を挙げております。まず、「緑の保全・創出と水辺環境の保全」として、緑化・美化運動への参加を呼びかけることによる緑化・美化活動の意識向上や、憩いや交流の場である公園の整備の推進などを行います。次に、「良好な景観の保全」として、景観に対する関心の喚起や、良好な景観の形成への取組に対する動機づけ、知識の普及などを行います。次に、「歴史文化環境の保全」として、歴史的建造物、史跡や伝統文化、伝統芸能などの歴史的資源が暮らしの中で世代を超えて親しまれる、潤いとやすらぎのある生活環境が、次世代へ引き継がれていくよう保存・活用などに努めます。

続きまして、「第5章 計画の実現に向けて」でございます。

「第4章 めざす環境像に向けた施策の展開」で各施策を推進し、めざす環境像を実現するためには、環境に関する意識の向上、そして、市民、事業者、市などが連携・協働し、環境保全のための行動に取り組んでいく姿勢が重要です。そこで、第5章では、計画の実現に向けた取組を示しております。

取組の内容としましては、「1 市民の環境意識の向上」として、「(1) 環境に対する市民意識の向上」、「(2) 地域・学校における環境学習」、「(3) 地域リーダーの育成」、「(4) 情報発信の充実」に取り組めます。次に、「2 協働による環境活動の促進」として、「(1) 環境活動への支援」、「(2) 各主体の連携による環境活動の促進」、「(3) 環境学習センターの活用」に取り組めます。次に、「3 環境への負荷の少ない事業活動」として、「(1)

環境マネジメントシステムの導入促進」を図ります。

6 ページをお願いいたします。「第6章 計画の推進と進行管理」でござ

います。
「1 計画の推進体制」につきましては、市民、事業者、団体、市などが協働・連携し、目標の実現に向けて、施策に取り組んでいきます。また、実施にあたり、市役所庁内関係課が協力して推進するとともに、市民、事業者、団体等と意見交換・情報交換しながら施策を推進いたします。中央の図は、それぞれの主体の相関図になっております。

「2 各主体の役割」では、市民、事業者、市、それぞれの役割を示しております。

次に、「3 進行管理」でございします。計画の進行管理を行うため、PDCAサイクルを実行します。計画が実施できたかを点検するCから始まるPDCAサイクルを進め、これにより改善策を検討し、行動いたします。また、年次報告書を作成し、津市環境審議会で報告、意見をお聞きするとともに、津市ホームページへ掲載し、広くご意見をお聞きしながら適切な点検・管理を行い、計画を推進してまいります。

津市環境基本計画の概要につきましては以上でございします。

引き続き、今後の施策についてご説明させていただきます。

資料5、津市環境基本計画実行計画をご覧ください。

津市環境基本計画の推進にあたっては、実行計画を立てて計画の実現に取り組んでおります。主な取組について一部ではありますが、抜粋してご説明させていただきます。

1 ページをお願いいたします。環境目標1「自然と調和した恵み豊かな環境」でございします。

「(1) 自然環境の保全」の取り組む施策、「山と川と海のネットワークの推進」では、市の豊かな自然を次の世代へ継承していくためには、市民、ボランティア、環境活動団体等のネットワークが大切であることから、環境保全活動団体等と連携して取り組んでまいります。さらに、個人、団体、企業等各主体が集い、情報交換と共創を可能とする空間として設置した津市地域脱炭素推進プラットフォームにて、2050カーボンニュートラルミーティングを開催し、価値観の共有、主体間の連携を促進していきます。

3 ページをお願いいたします。「(2) 公益的機能の維持増進」の取り組む施策、「森林環境の保全」では、森林の持つ多面的機能の維持・向上を図るとともに、水源かん養、保水性、二酸化炭素の吸収など、森林の持つ大切な機能について情報発信するため、強い森林づくり促進事業や森林環境創造事業を継続するとともに、夏休み森と緑の親子塾、まるごと林業体験などの体験学習を実施してまいります。

4 ページでございします。環境目標2「資源が循環する社会環境」でございします。

「(1) 資源循環の推進」の取り組む施策、「3Rの推進」では、可燃ごみの減量化を図るため、ごみの資源化への取組として、生ごみ処理機等購入補助金交付事業、給食残渣をたい肥化する仕組みを小学生に学んでもらうくるりんフード事業、紙製容器包装を収集しリサイクルしたトイレトペーパーを配布するくるりんペーパー事業、大規模事業所への減量化計画

策定依頼・指導などに取り組んでいきます。ごみの資源化、ごみ減量化の推進につきましては、個別計画である津市一般廃棄物処理基本計画の「1人1日当たりのごみの排出量」と「リサイクル率」、そして「事業系一般廃棄物の年間排出量」を目標値に掲げ、取り組んでいます。「1人1日当たりのごみの排出量」の目標値は、令和9年度には952グラム以下になるように、「リサイクル率」の目標値は、令和9年度には33.5%以上になるように、「事業系一般廃棄物の年間排出量」の目標値は、令和9年度には年間25,983トン以下となるように、目標達成に向け、様々な機会をとらえ、積極的に啓発活動等を行い、ごみの資源化・減量化を推進しています。7ページをお願いいたします。取り組む施策、「ごみの適正分別と収集」では、身体的な理由から、ごみ一時集積所までの排出が困難な方に対する日常ごみのごみ出し支援を令和6年4月1日から開始しますが、支援に対する継続した検討を行うとともに、大型家具等ごみ出し支援事業を継続して行っています。また、地域出前講座としてごみダイエット塾などを開催し、ごみ分別の啓発等に取り組んでいきます。

8ページをお願いいたします。下段の「(2) 地域における脱炭素社会の実現」の取り組む施策、「再生可能エネルギーの利用促進」では、再生可能エネルギーの普及促進のため、新エネルギー利用設備設置費補助事業などを行います。また、再生可能エネルギー利用施設の整備の際の、地域住民とのコミュニケーションや地域住民の暮らしへの配慮等を求めるため、国・県のガイドラインを基に助言・指導をしていきます。

12ページをお願いいたします。環境目標3「快適で暮らしやすい生活環境」でございます。

「(1) 衛生的な生活環境の保全」の取り組む施策、「空き地・空き家等の適正管理」では、管理されていない空き地・空き家の発生抑制のため、無料相談会の実施や、広報紙・チラシによる啓発を行います。また、空き家が利活用されやすい流通環境を充実させるために、空き家情報バンクの運用や空き家ネットワークみえとの連携等に取り組めます。13ページをお願いいたします。取り組む施策、「愛護動物の適正飼養」では、狂犬病予防法に基づく犬の登録や狂犬病予防注射の必要性を啓発していくとともに、飼い主のマナー向上を図るため、津保健所との連携による現地指導などの実施や広報紙等による啓発を行います。また、犬・猫の殺処分がゼロになることを目標に、三重県動物愛護推進センターが実施するTNR活動への協力などを行っていきます。

15ページをお願いいたします。「(2) やすらぎを感じる生活空間の形成」の取り組む施策、「緑の保全・創出と水辺環境の保全」では、公共施設の緑化を進めるため、景観法に基づく通知制度や、景観アドバイザー制度などを活用していきます。また、市民の緑化意識の向上を図るため、生け垣緑化用苗木や記念樹配布事業等の実施、緑と花の市の開催などを行っていきます。

以上、実行計画に沿って、各施策を推進し、進行管理を行いながら、目標の実現を目指してまいります。以上で、津市環境基本計画の概要と今後の施策につきましては説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

塚田会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、事務局から津市環境基本計画の概要と今後の施策について説明がありました。皆様ご意見、ご質問ございませんか。どんなことでも結構です。</p>
木村委員	すみません、よろしいですか。
塚田会長	はい、木村委員。
木村委員	<p>ちょっと質問なんですけれども、この実行計画の中の1ページ目のところに「三重県等との連携による情報収集・共有・啓発」を行っていくという計画があるんですけれども、今ちょうど三重県、レッドデータブックを作成していて、私その委員にもなっているんですが、これはどちらが担当とかっていうのは決まっているんでしょうか。</p>
環境保全課長	<p>すみません、環境保全課の伊藤でございます。</p> <p>今ご質問いただいたのは、市の方の担当がどこかということによろしいですか。</p>
木村委員	そうですね。
環境保全課長	<p>外来生物とかですね、生態系に関わる情報とかっていうのは環境保全課の方で取り扱わせていただいています。レッドデータブックに関わることかどうかは別としても、例えば外来生物に関する情報とかはですね、こちらの方で情報収集していて、問い合わせ等がございましたら答えられるように準備しているとか、必要なもの、例えばセアカゴケグモなんかはどうしたらいいですかというような質問に関しては、こちらの方でお答えさせていただいているというような状況でございます。</p>
木村委員	なるほど、環境保全課が窓口になっているということですね。情報収集っていうのは主にどうやってやられてるんですか。
環境保全課長	<p>こちらの方としてはどちらかというとはですね、三重県さんの方に問い合わせられていることの方が多いです。こちらとしては情報を持っていないことの方が多いので、分からないことがあれば、三重県さんの方にお問い合わせさせていただいて、取扱いについてとかですね、そういうのを聞いた上で、必要な情報を提供させていただいているような感じです。</p>
木村委員	分かりました。ありがとうございます。
塚田会長	はい、他にご質問等ございませんか。ないですか。
高山委員	津市内でも名張川が流れてきたり、境のこの、川とかは他の市町村と

<p>環境保全課長</p>	<p>の連携とかそういうのはあるんですか。隣接する松阪市、雲出川だったら隣接するところ、大洞山だったら県境…</p> <p>恐れ入ります、今のご質問に関してなんですけれども、河川の、例えば状況であるとかっていうことでよろしいでしょうか。</p>
<p>高山委員</p>	<p>他の区域と協力して森林の伐採とか、くずが流れてこないかどうか、し尿じゃないですけども、汚染物が境のところはどうなるのかな、鈴鹿市と接しているところとか名張市とか…</p>
<p>環境保全課長</p>	<p>ご質問に的確にお答えできているかどうかはあるんですが、今日は出席してませんけれども、例えば生活雑排水に関しては上下水道局の方で生活排水の計画みたいなものを持っています。ですので浄化槽であるとか、下水道とか、排水の処理の計画というか、河川へ流れる水のことについてはそちらの方で担当させていただいている。これに関して、その施設をもっと普及させていかないといけない、推進していかないといけない、例えば浄化槽であるとか下水であるとか、そのための情報としては、私ども環境保全課の方で、三重県さんがされている河川の調査以外のところの河川の調査を、例年、通年でしています。ちょっとすみません、どこまでというのを追っかけられてないので申し訳ないですけども、例えば美杉の方でも調査の範囲に入っているところもございまして、そういう調査結果については庁内で情報共有させていただいているということで、それを政策に反映させていく云々に関しては上下水道局という話になってしまいますので、きちんとお答えできているかどうか分かりませんが、そういう状況でございまして。</p>
<p>塚田会長</p>	<p>はい、よろしいでしょうか。他に何かございますか。 筧委員。</p>
<p>筧委員</p>	<p>すみません、筧です。 環境省の対策について、曾山環境対策課長にお聞きしたいんですけども、前回の委員会の時にご示唆、サジェスチョンしていただいて、とってもありがたいなと思うんですけども、今私、福祉の方もしていると同時に、津市の農地適正化推進委員ということで、農地の適正利用についていろんなことをしているんですけども、今白山町は太陽光発電の農地への転用の真っ最中であつてございまして、かなりの部分がかつて優良農地、特に畑地であったところ、私どもの所は、桑畑なり、あるいは茶畑という形で、かつてはとってもいい畑地だったところが、今太陽光発電に転用されつつ、本当に凄まじい勢いでなっております。 それでこの前、課長さんの方から、やっぱり総量的な規制、農振に係る部分だけでなく、それ以外の部分についてもやっぱり規制をすべきじゃないだろうかっていうようなお話を聞かせていただいたと思うんですけども、具体的に津市、市がどういう形で条例を設定し、そういう形の部分について規制をできるのかどうか、そんな先進地域の例がありました</p>

<p>曾山委員</p>	<p>ら、ちょっと教えていただくとありがたいなと思うんですけども。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>前回質問させていただいたのは、再生可能エネルギーを導入されるというときに、そこについての合意形成というのが絶対必要ですよというところから、実行計画の中の促進エリアというのを設定しないんですか、というご質問をさせていただいた結果だったと思います。なので保全すべきところと促進すべきところを明確化していただくというやり方は、今結構いろんなところで始まりつつあります。ただ、まだ全国的に事例はかなり少ないような形になっています。三重県さん自身の方は、促進区域に関する条件付けの方をされていて、太陽光の方につきましては条件付きで実行計画の方を作成されていますので、それに基づいて津市の方でも、どういったところに太陽光を促進していくのか、促進するときにはどういう事業者さんにどういう事業で入ってもらおうのかというところを明確にするチャンスでもあるかなというふうに思っています。単純に言うのですね、やたらめったら太陽光をする人だけを連れてくると、全部お金が東京にいちやうですよ。そんなことをしても仕方ないので、ここに書いていただいている自分のところで作って自分で使うというような事業者さんの事業については促進しますよ、それ以外についてはちゃんと津市と相談してやってくれないと許可しませんよ、みたいな感じのことをやっていくということができれば、促進区域としてやっていける。促進区域というのはエリアを設定することではなくて、促進するための事業を、どういったものを津市として進めていくか、そこの促進する場所はここですよ、というふうに指定するのが促進事業になりますので、結構勘違いしてエリアを先に設定してしまうようなイメージになるんですけど、そうではなくって、例えば、農地であれば、ソーラーシェアリングをします。ソーラーシェアリングする地域はここです。そこでソーラーシェアリングした地域のエネルギーについては地域のここの工場で使ってもらう、ここの公共施設で使うということが前提であれば、住民合意までは市が頑張りますよとか、市の他の許可の方を簡易的に検査しますよ、というような事前準備をしておくというのが促進事業、なので必ず止めるものでもないですし、逆に、必ず守るものでもないというのをご理解いただきつつ、そういった制度ができるということになってますので、9ページ目のところにある「地球温暖化対策実行計画の進行管理」、ここで適切に管理されていくんではないかなというふうに思っています。</p>
<p>筧委員</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>まさにそこらがカギ、肝になるところではないかなと思います。藤本委員さんがおっしゃっていただいたように不安でない、そして快適な、そういう地域生活、今私達の周りにも本当に太陽光が、これが20年後、今後どうなるんだろうかという先々の不安も含めて、確かに太陽光をすることはとっても大事なことだと思うんですけども、その先にある不満とか、そういったものを蔑ろにした形で進めていくという部分について、きちっとしたものをしていかないことにはだめなんじゃないかなと、こう思って</p>

	<p>おります。</p> <p>これからもご指導いただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p>
塚田会長	<p>はい、ありがとうございます。他にございますか。 どうぞ。</p>
藤本委員	<p>質問というか、取組についての確認をしたいのですが、実行計画含め、様々な文言が並んでおります。推進するとかですね、啓発するとか、活用するとか。その具体がね、ちょっとやっぱり私見えないなど。</p> <p>一つは現場において、例えば、ごみの分別でもガイドブック作って配布します。確かに配布されています。他の取組もいっぱいですね、チラシや冊子やパンフレットがあって、支所のカウンターにいっぱい並んでます。でも誰も持っていかないというのとですね、ガイドブックは各家庭にいてますけれども本当に読んでるのかな。毎日のようにごみの分別の問い合わせがきます。私自身も分からないことがたくさんある。例えばですよ、洗濯ばさみ、プラスチックに金属部分が入った。これは確か、その他プラかなんかで回収だったかどうか分かりませんが、ガイドブックには書いてないものもありますし、他になんか探せば出てくるっていうものもあるんですけども、市民の方々はそこまで分からない。要らなくなった傘、あれ金属ごみですよ。金属ごみがちょっとでも入ったら金属になるのか、どれだけ入ったらなるのかということが分からない。それから皆さん使っているボールペン、これその他プラなんですよ。しかし、ボールペンの芯のところって、これ金属ですよ、こういったものはいいのか。どれだけあったら金属ごみに分別して、プラスチックごみなのか、あるいはその他のものなのか。例えばチューブなんかでも、きっちり絞り出していればその他プラ、でも汚れが中に残っているようなものだったら不燃ごみですか？というような、絵には書いてありますけれども、実際に家庭で、これどっちに入れるのかなと疑問に思うわけですよ。そこがなかなか分からない。だから、具体的にもう少しみんなが分かるように、あるいは問い合わせされた支所の方々が分かるような何か別のものがあればいいんですが、すぐ探せるようなものであれば非常に便利ですね。</p> <p>それからもう一つ、空き家についても、空き家が出ないように啓発するっていうんですけど、どうやってするんですか。本当空き家が多くて困っているんですよ。知らない間に空いていってしまう。相続がされているけれども、そこに住民がいない。だから相続されている人達が、今ここ空いていますよと、今後この家をこう計画しますよ、とか何かそういったものを提出させるとかですね、空き家にならない、だって啓発するって空き家になった人達に啓発はできませんよね、欠席者に出席確認するようなもので、無理な訳ですよ。空き家にするなって、じゃあどうやって空き家にするなってことを啓発させていくんですかっていうようなことなどですよ、なかなか分からない点があるので、本当にそこまで住民の方々、あるいは周囲の方々が理解できるように、今後どう進めたらいいのか理解できるようにですね、本当の啓発がいるんじゃないかというふうに思いま</p>

<p>塚田会長</p>	<p>す。</p> <p>すべて行政まかせではなくて、住民の方々が分かるような何らかの手段を講じる必要があるんじゃないかなと。立派な文言書いてありますが、これを達成するにはそこまで落とし込む必要があるかなというふうに思います。</p> <p>どうでしょう。事務局から何かご回答いただけますか。</p>
<p>環境政策担当 参事(兼)環境 政策課長</p>	<p>いろいろご意見ありがとうございます。環境政策課でございます。</p> <p>ごみの分別につきましてはですね、委員おっしゃる通りですね、なかなか分かりづらい部分も、確かにどれだけ金属があれば金属になるのかとか、そういった部分はなかなか具体が難しいということなんですけど、一応そういった部分も踏まえて、ごみ分別ガイドブックの方で、何品目だったか、結構詳細にはですね、環境政策課の方で作らせていただいているものなんですけれども、まだ言われるようになかなか難しいということで、今後もう一回精査しながらですね、見直しをかけていきたいと思うのと、あとチューブはきれいにしたら容プラで出していただいて、きれいじゃない場合は燃やせるごみなんですけれども、実は容プラというのはリサイクルをするんですけれども、リサイクルセンターの方でどうしても汚れている部分に関してはですね、手作業において分別を図るという部分の中でですね、その手間がかなり大きくなりますもので、できる限りですね、きれいにしていただいて、容プラの方で出していただきたいというのが我々のお願ひ事項なんですけれども、どうしても汚れが取れない部分に関してはですね、例えば容プラに入れてしまうと、その分別の中でですね、手作業でやっておりますもので、そういった部分の手作業が増えるということで、燃えるごみという形でお願ひをしているところでございますけれども、言われるように個々具体が分からないということで、地域の方とかに回らせていただいて、要望があればですね、ごみダイエット塾といたしましてですね、地域の方に分別のやり方であるとか、そういったことを出前授業の方でですね、させてもいただいておりますので、コロナ禍の中ではなかなかそういったことが行けなかったんですけれども、最近また結構な数の要望があっただけあってほぼ全て行っておりますのでですね、そういったこともしながらですね、分別に関してさらに啓発を図っていく必要があると思っておりますので、そういう形でよろしくお願ひしたいと思っております。</p>
<p>空地・空家等連 絡調整担当副 参事</p>	<p>空き地・空き家を担当しております前田と申します。</p> <p>空き地・空き家に関してはですね、パンフレットとか、ホームページとか、あとは広報とかでもですね、定期的に連絡はさせていただいておりますけれども、どうしてもやはり空き家というのは突然亡くなられてすぐなったりとかっていうことがありますので、今年度からですね、おくやみ窓口というのを市の方設置しておりますので、そちらでパンフレットをお渡しするようにしておりますし、令和6年4月1日からですね、国の方も空き家が大変多くなっているのを認識している状態から、登記の義務化を国の方も進めようとしておりますので、その辺少しでも空き家の方が少なく</p>

	<p>なればと思っています。また市の方でもできることがあれば考えていきたいと思っています。よろしく願いいたします。</p>
<p>塚田会長</p>	<p>ありがとうございます。他に何かご意見はございますか。 じゃあ、森委員。</p>
<p>森委員</p>	<p>お願いも含めて、少し発言させていただきたいと思います。 実行計画の7ページに「不法投棄の防止」というのがあります。私どもの職員はですね、林道を走って山へ行きますので、平日は抑止効果があるのかなと思ってますけど、日曜日は作業で入りませんので、たぶん日曜日とか夜間にですね、不法投棄されとる現場が散見されます。限られた人員と予算の中でのことではしょうが、不法投棄の防止のためのパトロールの強化をぜひお願いしたいというふうに思ってます。ここに警察と書いてありますけれども、県もパトロールしてもらってますので、県との連携もお願いしたらなというふうに思ってます。 それから、観光施策にも力を入れてもらっておりますが、榊原温泉口から榊原に抜ける亀山白山線、これは県道ですが、道の下に非常に大量にですね、不法投棄されております。私も地元ですので、山へ測量に入ってですね、県道へ上るときにごみの中を歩いて行かないかん、職員諸々怪我をせんように行けよと言ったんですけれども、非常に情けない気持ちでさせてもらってます。 不法投棄された物の後の処理っていうのはどういうふうにしていくのかなというのはあるんですけども、ちょっとそこら辺はお伺いしたいと思います。パトロールについては一応、強化をお願いしたいということで、答えは結構です。</p>
<p>環境政策担当 参事(兼)環境 政策課長</p>	<p>はい、すみません。 不法投棄に関しては様々な問題がございましてですね、パトロール一つにしなくてもですね、現状パトロールは行っているんですけども、不法投棄を見つけるパトロールであったりですね、不法投棄をする場面のパトロールにはなかなかないのが現実なのですけれども、不法投棄に関しては、どこが物の処分とかをするのかという部分なんですけど、当然道沿いとかであればですね、交通に支障があったりする部分に関しては市の方で早急にはするんですけども、土地の、道からだいぶ中に入っていく、森の中に大量に捨てられているであるとか、そういった部分に関してはですね、本来的には捨てた方が対応するのが本来なのですが、それができない場合に関しましてはですね、所有者の対応ということになっておりますので、最終的に所有者の方をお願いをしてですね、対応していただくという、そのようなことになっております。どうすれば不法投棄を収めることができるのかという部分の中でですね、よくされるところでは看板を立てたりですね、鳥居のようなものを立ててですね、抑制をする効果があるとか、そういったことでなかなか対策が進んでいないというのが現状でございますので、強化という部分を含めてですね、ちょっとその部分は今後考えていきたいとは思っております。</p>

森委員	<p>林道の下ですね、河川まで転げ落ちたものがあるんです。河川内のやつはどうですかね。我々も木であれば上げるんですけど、この前も現場で見たんですけど、洗濯機が放られておったりとかですね、汚い話、オムツをビニールに入れて、それが膨らんでばんばんになったような非常に残念な状況が現場で散見されたんですけども、河川内のやつはどうですかね。</p>
環境政策担当 参事(兼)環境 政策課長	<p>河川の部分であれば、河川の管理者が法的にはですね、対応することになっておりますものでですね、本来的には最終、河川の管理者になってくるのかなとは思っておりますけれども。</p>
塚田会長	<p>よろしいですか。藤本委員続きますか。</p>
藤本委員	<p>関連して申し上げますけど、警察との連携強化って書いてありますが、警察と協定しているんですか。それはいいんですけど、実際我々の今の現場で、警察に来ていただいてですね、不法投棄の物を誰が捨てたのか探してもらっているんですよ。そういうことを実際やっておりますんで、それも駐在っていうのがあるからできるかなと。あるいはそういったごみが捨てられているというのは自治会長さんとか、普段通っていらっしゃる方々、地域の方々から連絡が入ってくる、その仕組みが非常にいいなど。ごみの分別、集積所の管理にしてもそうですけど、自治会の会長さんとか自治会という仕組みが非常に機能しているなというふうに思いますね。そういう連絡から、駐在さんに相談に行って、警察に実際に来てもらって、それは証拠品として我々が回収している訳です。今証拠品ですから保管しております。オムツの話がありましたけど、それ以上にもっと汚い汚物が、言っただけですけどもマニアックな方がいらっやして、いつも捨てているという状況が見られますね。だからやっぱり、警察との連携が非常に重要だと思います。</p>
塚田会長	<p>何かお答えありますか。</p>
環境政策担当 参事(兼)環境 政策課長	<p>不法投棄された場合ですね、住民の方であるとか、自治会の方であるとかがうちの方に連絡をいただきまして、ある毎ある毎ですね、通報いただいた毎に現場を確認させていただいてですね、例えば道路上であればすぐうちの方で対応させていただくんですけども、奥まっている部分であるとかそういった部分に関してはなかなか難しいので、そういう部分で警察との連携は図ってやっていきたいとは思っておりますので、なかなか難しい問題ですので、今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
塚田会長	<p>はい、ありがとうございました。 他に何かございますか。</p>
曾山委員	<p>ちょっと細かい話じゃなくて、ざっくりした話なんですけど、実行計画</p>

	<p>のどこの左端のところに、SDGsの17のゴールを表示していただいているんですけど、これが何をもちここに置いたのかが分からないところがありまして、この実行計画をするとこれに本当に寄与するのかというところがイコールになってなくてちょっと分かりにくいなと思っていてですね、ここについてはですね、実は内閣府さんの方が、法政大学の川久保先生のところをお願いして、自治体のひろえる指標をSDGsのゴールじゃなくて169のターゲットの方に合わせた指標っていうのをホームページ上にアップしています。それを見てもらうと、実際にこういった画面になるんですけど、津市さんがどれぐらい今SDGsとして貢献しているかというデータがでます。その基になっているデータっていうのが全部見えるようになっていて、そういったことをしていただけると、もう少しどういったターゲットを絞り込んでいけるのかなというのが分かるかと思えます。</p> <p>ゴール7ですね、「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」というところは津市さんは30.3というスコアで、全部できていると100なんですけど、3割しかできてませんよという評価になっています。なので、この評価をどうやって上げるかというところで見ると、一世帯あたりの太陽光の設置数の割合ですとか、太陽熱を利用されているとか、ここに出てくるんですけども、二重以上のサッシ、複層ガラスの窓が設置されているかどうかっていうのを、市町村別にデータが取れるそうで、そのデータを使って見ると、津市さんの場合は35%ぐらいのスコアが出ていてことで、スコア化されてきてですね、世の中ホームページにぽっとアップされていて、その隣に三重県さんのデータが載っているんで、三重県さんとすぐ比較ができるようになっているんですけど、こういったものができるようになっています。</p> <p>先ほどあった空き家のデータも、空き家率っていうので出ていて、津市さんの場合は25%、25.8という数字しか出てません。多分三重県さんの方がもっと比率が悪いというふうに思っているんですけど、そういった形でデータが出ていますので、こういったものを参考にいただいて、指標を置いてもらって、何の実行計画をするとここに効くから、こういった目標が達成できますというようなストーリーを書いていただけるといいかなというふうに思って紹介でございました。以上です。</p>
塚田会長	<p>ありがとうございました。これはすごいのが… 全ての市区町村が？</p>
曾山委員	<p>全国1,788の自治体…</p>
塚田会長	<p>すごいですね。</p>
曾山委員	<p>これのおまけで、どういう政策をすべきかというのも作られてるそうなので、ぜひご参考にさせていただければ。</p>
塚田会長	<p>ご参考にさせていただけると。ちょっと焦っちゃうような、凄いのがある</p>

	<p>んですね。</p> <p>どうでしょうか、だいたいこれに関して予定している時間、これぐらいなんですけれども、もしあと一点ぐらいございましたらお受けできますが、よろしいですか。</p>
木村委員	<p>ちょっと、いいですか。</p>
塚田委員	<p>はい、じゃあ一点どうぞ。</p>
木村委員	<p>いろいろ計画、拝見はしているんですけれども、これってだいたい今までの計画を踏襲してやられてるっていう感じなんですけれども、前の報告、見直しの時に、例えば2ページのところで、自然ガイドブックによる啓発とか、ほとんど冊子については頒布数が非常に少ないとか、そういう問題がいろいろあったと思うんですけれども、あとイベントとか自然観察会とか、コロナもだいぶ収束してきましたので、そういうのも活発にできるようになってると思うんですが、そういうのに対して団体であるとか、私達とか、ここに入っているかどうか分からないものについて、なんか協力したいとか、そういう時にはどうしたらいいんでしょうね。どこでそれを言ったらいいんでしょうか、ここですか。</p>
環境保全課長	<p>すみません、環境保全課でございます。</p> <p>津市の方で考えているというか計画している環境学習イベントはこちらで企画しているものなんですけれども、中身については今のところなんですけど、三重県の環境学習情報センターの方にお問い合わせして、2時間程度の中で、どういうふうにしてもらうか相談しながら進めてきているというところがございます。なので例えば、民間の環境保全団体さんがされているような取組なんかの場合だと、こちらとしてはご紹介とかさせていただくことはあるんですけど、環境学習の内容にマッチしたものの場合、例えば先生方のところをお願いするという場合もあると思うんです。なので、うまくご提言できなくて申し訳ないんですけれども、環境学習イベントとかの内容に応じた形でこちらとしてはお願いすることになる、どちらかというところからの話になっちゃうかなと思っているんです、うちのイベントの場合は。他に委員さんでされるような場合については、こちらがどうということではないので、うまいことそういう話があれば、ご紹介させていただくことができるかもしれませんが、例えば海岸の話であるとか、そういう活動をされている団体さんもいらっしゃいますので…。どちらかというところ団体さんの方がよくご存じですので、もしそういうことがあればこちらとしてお話しさせていただくこともできるかなとは思っています。すみません、ぼやっとした回答で申し訳ないんですけれども、そんな感じかなと思うんですけれども。</p>
木村委員	<p>例えば、こちらから市民の皆さんに対してこういうことを発信したいという時に、市とか、県でもいいんですけれども、そういう方達と連携して進めた方が、いろいろ広報的にもいいっていうことがあるのかなというふ</p>

	<p>うに思うんですけども、そういう時にどうしたらいいのかなっていうことですね。</p>
環境保全課長	<p>情報発信の仕方とか、内容によると思うんです。例えば、生態系の保全に関して、うちのホームページでは足りないというような話があったときに、うちができる情報発信の仕方として例えばホームページに載せれるかどうかというのがあると思うんですね。なので、そういう話があれば、ご相談いただいた上で、できるかどうか当然検討させていただきますので。</p>
木村委員	<p>分かりました。窓口については環境保全課ですか。</p>
環境保全課	<p>これに関してはそうです。</p>
地域脱炭素推進担当副参事	<p>すみません、地域脱炭素推進担当の吉田でございます。 今のお話しですね、いろんな環境の取組はですね、地域脱炭素にも繋がる話かなと思っておりまして、今津市のホームページ上にですね、地域脱炭素推進プラットフォームというのを立ち上げておりまして、その中で、事業所さんであったりですね、団体さんであったり、個人の方がですね、登録いただいておりますけれども、57者の方に参画いただいております。その中でですね、各団体さんがいろんな取組をしているものを紹介していただいて、例えば今度こういうイベントをやりますよということがあればですね、そこに書いていただければ、そこにどういう活動をしている団体さんがみえるかとかですね、それも閲覧できると思いますので、そこを活用していただくのも一つかなと思いました。</p>
木村委員	<p>こういうものに自分が参画するっていうこともできるんですか。</p>
地域脱炭素推進担当副参事	<p>そうですね、誰でもできます。個人の方でもできますし、団体さんでもできますので、ホームページ上であげておりますので、またご活用ください。</p>
木村委員	<p>ありがとうございます。</p>
塚田会長	<p>はい、ありがとうございました。</p>
	<p>では事項4はこの程度にしておいて、次に事項5「その他」でございます。事務局から何かございますか。</p>
環境政策担当参事(兼)環境政策課長	<p>すみません、昨年なんですけど、令和4年のですね、10月13日の開催のですね、令和4年度第2回津市環境審議会におきまして、委員の皆様の方からですね、津市の環境に係る施設を見学してはどうかというご意見をいただいております。この審議委員さんが変わる任期の部分がございましたのでですね、新たな審議委員さんにご就任いただいたタイミングでございますね、施設見学等々につきましてですね、ご意見を伺いたいたいという部分</p>

	<p>で、前回もちょっとお話しがあったかと思うんですけども、津市の環境に係るですね、施設の見学を行うかどうかも含めてですね、ちょっとこの場でですね、ご検討いただけないかなと思っておりまして、津市環境審議会の委員の皆様で見学に行く方法もあるだろうと思いますし、例えば希望者の方のみが見学に行くなど様々な意見があるとは思いますが、その辺も踏まえてですね、ちょっとこの場で意見をいただけたらなと思っております。以上でございます。</p>
塚田会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>環境に関する何かの見学ですね、要するにですね。そういうことを、この審議会として行うかどうか。選択肢がですね、まず「行う」と「行わない」に分かれまして、行うの中に、「みんなで行く」と「希望者だけ行く」と、最終的には3つぐらいの中のどれかを選ぶことになると思うんですけども、何かご意見ございますか。</p>
北村副会長	<p>よろしいですか。</p>
塚田会長	<p>どうぞ。</p>
北村副会長	<p>これ実は提案させていただいたのは私なんですけれども、例えばごみの問題を取り上げましても、実際に分別の話とかいろいろ出てますが、じゃあ最終的にみんなが集積所へ出したら、それでおしまいだよという訳ではなくて、市の方が回収していただいて、そして最後はどうなっているのか、どういうふうに処分されているのかということは、現場を見て、やっぱりそれを知らないことには審議のしようがないんじゃないのっていうことが、私の気持ちとしてあったものですから、一応どうかなということ意見として出させていただいたもので、例えばごみの問題もありましょうし、一番身近なところですけどね、それは。あと、し尿処理施設の施設であるとか、いろんな施設があるかと思いますが、やっぱり現場を知ることが一番基本かなと思いましたので、出させていただきました。</p>
塚田会長	<p>ご説明ありがとうございます。それを踏まえまして、いかがでしょうか。</p> <p>まあ少なくとも、お一人は行うという方向ですから、行わないというのは、無理やりそれを選ばなくてもいいのかなと、希望者のみにするか全員で行くかというところかと思っておりますけれども、何かご意見ございますか。</p>
木村委員	<p>はい、いいですか。</p>
塚田会長	<p>どうぞ。</p>
木村委員	<p>見学とか施設を知るというのは、あまり機会がないので、やったらいいんじゃないのかなと思っておりますけれども、皆さんお忙しいので、希望される施設に行けたらいいなっていうふうに思っておりますけれども。</p>

塚田会長	<p>はい、今木村委員からそういうふうな、希望者が行くということですね。どのみち全員でといっても、都合を全員で合わせるといのはほぼ不可能で、結局は欠席者もいるから、最初から希望者で行くということにしてよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
塚田会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>そうしましたら、希望者のみで行うということにしたいと思っておりますので、見学希望者は事務局へおっしゃっていただいて、具体的にどこに行くかとか、そういうふうなことも、その時に決めていただくということにしましょうか。それか、施設だけは今ご紹介いただきましょうか。今ご披露いただけますか。</p>
環境政策担当 参事(兼)環境 政策課長	<p>津市の一般廃棄物の処理施設のご紹介をさせていただきたいと思っております。本市がですね、運営しております一般廃棄物の処理施設といたしましてはですね、ごみの中間処理施設として、ごみの焼却施設、西部クリーンセンター及びクリーンセンターおおたか、これが2施設ございます。それから、破碎選別、資源化処理施設のリサイクルセンター、それと一般廃棄物の最終処分場の1施設、し尿及び浄化槽汚泥処理施設の安芸・津衛生センター及びクリーンセンターくもずの2施設、それから死亡獣等の焼却処理場の1施設の計7施設がございますので、ここであればですね、市の管理でございますので、ご希望があればですね、ご案内はさせていただくことが可能でございますので、よろしく検討いただきたいと思います。</p>
塚田会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>津市が管理する施設についてはこういうふうなものがあるということで、それ以外ご希望になったときには、行けない可能性もあると、そういうふうなことかと思っております。</p> <p>はい、皆様から他に何かございますか。この件に関してでもよろしいですし、その他で他に何かございまして今いただけたらと思っておりますが、よろしいですか。</p> <p>じゃあ、事項5についてもこれで終了したいと思います。</p> <p>ありがとうございました。事務連絡をお願いします。</p>
環境政策担当 参事(兼)環境 政策課長	<p>はい、すみません。</p> <p>本日は、津市環境審議会委員委嘱式及び令和5年度第2回津市環境審議会にご出席賜り、本当にありがとうございます。今後2年間、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>時間の都合もありまして、まだご意見等ある委員もお見えになるかと思っております。つきましては、ご意見等ございましたら、お手元に配布させていただいております「意見シート」にて、来月12月8日を目処にですね、ご意見等いただけたら幸いです。提出方法につきましてはファッ</p>

塚田会長	<p>クスでもEメールでも結構ですし、様式も別添の「意見シート」にこだわりなく、自由様式でも結構でございます。ファックス番号、Eメールアドレスにつきましては、意見シートの下段に記載していますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>また、次回の津市環境審議会は、来年2月頃に開催したいと思います。よろしくお願いいたします。以上でございます。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>では、以上で本日の事項がすべて終了したことになります。</p> <p>これで、「令和5年度第2回津市環境審議会」を終了いたします。長時間にわたり、どうもありがとうございました。</p>
------	---